

写

5 墨総総第 1055 号の 1
令和 5 年 1 1 月 2 2 日

墨田区特別職給料等及び
政務活動費審議会会長 様

墨田区長
山 本



区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の
給料及び期末手当の額に関する条例の区議会提出について

区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給
料及び期末手当の額について、裏面のとおり改定する条例を区議会に提出した
いので、墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例第 2 条第 1 項の規定に
より、貴審議会の意見を求めます。

1 議員報酬及び給料の改定

(1) 改定月額（（）内は現行月額）

議 長	9 2 2, 0 0 0 円 (9 1 3, 0 0 0 円)
副 議 長	7 9 2, 0 0 0 円 (7 8 4, 0 0 0 円)
委員会委員長	6 5 5, 0 0 0 円 (6 4 9, 0 0 0 円)
委員会副委員長	6 3 2, 0 0 0 円 (6 2 6, 0 0 0 円)
その他の議員	6 1 3, 0 0 0 円 (6 0 7, 0 0 0 円)
区 長	1, 1 4 2, 0 0 0 円 (1, 1 3 1, 0 0 0 円)
副 区 長	9 2 2, 0 0 0 円 (9 1 3, 0 0 0 円)
教 育 長	8 5 1, 0 0 0 円 (8 4 3, 0 0 0 円)

(2) 適用日

令和5年12月1日

2 期末手当の改定

(1) 令和5年12月に支給する期末手当の額

ア 区議会議員の期末手当

議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額（以下「議員期末算定基礎額」という。）に100分の190を乗じて得た額に、在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

イ 区長、副区長及び教育長の期末手当

給料月額及び地域手当の月額の合計額、給料月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額（以下「区長等期末算定基礎額」という。）に100分の190を乗じて得た額に、在職期間に応じて定める支給割合を乗じて得た額とする。

(2) 令和6年度以後における6月及び12月に支給する期末手当の額

ア 区議会議員の期末手当

議員期末算定基礎額に、100分の186を乗じて得た額に、在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

イ 区長、副区長及び教育長の期末手当

区長等期末算定基礎額に、100分の186を乗じて得た額に、在職期間に応じて定める支給割合を乗じて得た額とする。